

初期アングロ・サクソン国家における自由民

——前封建国家の歴史的 성격、その二——

田 中 正 義

前稿「初期アングロ・サクソン国家における王領」に於ては、我々は、第八世紀前葉乃至第九世紀中葉に至る初期のアングロ・サクソン国家に於ける「王領」が、凡そ国王としての当該国王に属する土地であると、同時に、彼に彼の個人的能力に於て属する所の土地でもあるものとして、別言すれば“Königsgut”がそのまゝ“Staatshänderei”であるところの關係を表わすものとして、正しくアングロ・サクソン古来の ordinary な部族的慣習法の権利——*folcright* にも⁽¹⁾ついて王が占有する所の、「王のフォウ克蘭ド」(*cyninges folcland*) にほかならぬことを、明らかにしたのである。

却説、我々はここで、抑々かかる王のフォウ克蘭ドは全体として言はずともなく決して“no-man's-land”、“empty land”ではあり得なかつた、と云ふことを更めて想起してみなければならぬ。⁽²⁾即ち、夫れはいまひろくアングロ・サク

ソンの一般族民の占住する所であつたわけであるが、その場合、かかる王のフォウクランドは、アングロ・サクソンの一般族民にとっては夫々また彼等のフォウクランドを意味したのであつて、すなわち王のフォウクランドは多数のアングロ・サクソンの一般族民のフォウクランドから成立つていたのである。以下、本稿に於ては、我々は、まず、斯かる事情を可及的に闡明することに努めてみたい。

前稿の第二節に於て我々の最後に引用せるエセルベルトのチャータ、および同裏書を通じて我々に明らかになつた事實は、エセルベルトとその従士のウルラーフ（ウルフラーフ）との間に行われた、従来王のフォウクランドとして存せるワシングウエルの五ハイドの土地と、おなじく従来ウルラーフのブックランドとして存せるマーシャムの五ハイドの土地と、この両地の交換の結果、今やワシングウエルの土地はブックランドに転化せしめられることに依り、その従来負担し来れる「王への奉仕に対する一切の負担」（「一切の王への貢租」）から解放せられるに至つた反面、マーシャムの土地は交換後王に依つて王のフォウクランドに転化せしめられることに依り、以前には免れていたそれら一切の「王への貢租」を新たに負担するに至つた、と云ふこと、否、王がワシングウエルの土地との引替えにマーシャムの土地を受取る際、「マーシャムに於けるその土地を彼のためにフォウクランドとなし」た所以のものはほかならぬ、ワシングウエルの土地を手離すことに依つて今や彼が失うに至つた所の貢租の穴埋めを果さんと図つたのである、と云ふことである。而して、是れに由つて明瞭に認められることは、フォウクランドとは、畢竟、當時のアングロ・サクソンの一般族民が普通夫れに依つて彼等の国王―国家を扶養したる、公的貢租負担の義務に服せる所の土地の謂であつた、と云ふことにほかならない。

斯かる貢租の端初的形態は、かの北欧の民族的叙事文学として有名な *Saga* に自由民の家長たち (*bondir*) の間

を練り歩き彼等から饗応を受けるその巡幸——‘*veislan*’のことが一再ならず出てくる。古代ノルウェイの王と同様に⁽⁴⁾謂わば‘*peripatetic court*’を形づくって転々とその居所を移動せしめていた太初時代のアングロ・サクソンにイングランドの諸王が、その巡狩の途上国内の或る一地方に於て年に一度当該地方の住民よりその従者たちと共に廿四時間扶養せられると云う。元来宿泊 (*quartering*)・饗応 (*feasting*)——一般に持款 (*entertainment* ; *hospitality*) の形式に於て給付されたところの貢租 (*tribute* ; *tributum*) であつた。⁽⁵⁾後世第十世紀の王 *Eadgar* (r. 957~975) の *Ely* 修道院に与えたチャータに ‘*awe niht feorne*’⁽⁶⁾として、また第十一世紀の「ドゥウムズデイ・ブック」に屢々 ‘*firma unius noctis*」⁽⁷⁾として現われるところのものは、まさしく曾つて王とその従者の一行に提供された一夜(=一日)の食扶持 (*food, provision* ; *victus, pastus*) なる此の貢租の痕跡を止めるものと考えられるが、いまアングロ・サクソン最古の法典——第七世紀初葉成立のケント王 *Aethelberht* (r. 560~616) の法典第三章に、「若し王がなにびとかの家宅にて酒をよばれつつあるとき、其処にて或る者がならんか非行をなすときは、彼(非行者)は二倍の補償金を支払ふべきものなり。」(*Gif cyning æt mannes ham drinceþ, 7 ðær man lyseswaes hwæt gedo, twiþote gebete.*)⁽⁸⁾とあるのは、おそらく、当時に於ける右の始源的なる貢租徴収組織の存在を仄かに物語っているものであらう。然し、斯かる饗応形式の *tribute* の給付は、直ちに一般に一定量の現物の形態に於ける貢租 (*Naturalabgabe*) に依る代納へと、自らを形態変化せしめる。而して、斯かる初期の「現物貢租」給付の片影はまた、我々は是れを、将来全イングランドを政治的に統一すべきウェシクスの王として我々に初めて成文法を遺したるかの *Ine* (r. 688~725) 王の、第七世紀末葉(六八八—六九四)成立を見たる所の法典中に認めることが出来る。即ち、その第二十三章第三条には「ウェイルズ人の貢租給付民は百式拾銀志⁽⁹⁾(の人命金 (*wer gild*)) に依る生命の保障

を有し、彼の息子〔は〕百銀志。……」(Wealh gafolgelda cxx scill, his sunu c, …)とあるが、此処に謂うところの 'gafolgelda' (gafol-payer) の gafol とは、オウルド・イングリッシュではなきに掲出した 'awe nith feorme' の feorm が一般に「食料」を意味するのに対してともとも 'tax' あるが、'rent' の両義を有する語ではあるけれども、⁽⁹⁾ 此処では前者の意義に於て、当時ケルト系のブリトン被征服民にして奴隷化せられざりし自由民中その「貴族」を除く一般民の標準的な「ソート」占有の独立自営農民——但し近世初期のかのヨーマンとは異なり 'patriarchal family' の家族共同体 (house-community) を代表するその家長——が、「地代」給付の条件下にその者より土地を「保有」するところの Grun dherr ならぬが、一般に Staatsberhaupt としての国王——彼等ケルト系ブリトン自由民 (free subjects) の「守護者」としてのウェシクス王——に納めるところの公的な貢租 (public tribute; nationale Abgabe) を表わすものと考えられる。そのことは、例えば後世第十一世紀初葉おそらへとも一〇〇二—一〇一三年の間ヨークの大司教たりし Wulfstan に依つて私的に編纂されたとされる編纂物中に見出されたる⁽¹¹⁾ 今日アングロ・サクソン時代の法的身分に関する我々の知識の夫れに負う所多大なる、六つのテクストのうちの一つ——Northleoda laga (北部イングリランド民法) 第七章に、「而して若しひとりのウェイルズ人にして〔富み〕采えたる〔今や〕ソートの土地を占有し、王への貢租 (cyninges gafol) を出だし得るに至らんか、そのとき彼の人命金は百或拾銀志たるべし。」(And gif Wilsman geþeo, þæt he hæbbe hiwisc landes 7 mæge cyninges gafol forþ-bringan, þonne bið his werild cxx scill.)⁽¹²⁾ 同章第一条に「また若し彼(ひとりのウェイルズ人)にいつその致富に繁栄〔半ソート以上〕に亘ることなからんか、そのとき彼の人命金は八拾銀志とすべしなり。」(And gif he ne geþeo buton to healfre hide, þonne si his wer lxxx scill.)⁽¹²⁾ とある規定、又同じイネ王法典の第三十二章に、

「いま若しひとりのウェイルズ人にして一ハイドの土地を占有するときは、彼の人命金は百式拾銀志。されど、若し彼にして半ハイドの土地を占有するときは、〔彼の人命金は〕八拾銀志………」(Gif Wiisc mon hæbbe hide londes, his wer bið cxx scill. ; gif he þonne healfes hæbbe, lxxx scill. ; ….)⁽¹³⁾とある規定を、夫々前記イネ王法典の第二十三章第三条の規定につき合せてみると、自ら瞭らかとなる所である。而して、斯かる「王への貢租」(cyminges gafol)は、凡そ斯かるウェイルズ人の一ハイド占有者の納むべきものたるに止まったものでは決してなく、本来、彼等がその人命金百式拾銀志として法的身分上夫れに準ずるものとせられた、人命金式百銀志の⁽¹⁴⁾当時第七世紀のウェシクスにおいて支配的民族たるウェスト＝サクソンの社会の基礎を成せるところの、おなじく一ハイド占有の、ウェスト＝サクソンの標準的な一般民——*ceorl*⁽¹⁵⁾がひろく負担せる租税 (Staatssteuer ; *vechgalia publica*) をも表わしたのである。このことは、元来 *gafolgelda* の訳語と考えられる、チャータに屢々出づる *tributarius* (pl. *tributarii*) なるラテンの名辭が抑々ハイドのラテン的表現の最も普通なるものである点よりも明瞭であるが、更にイネ王法典第六章第三条に、「而して又なにびとか *gafolgelda* の家〔内〕にて或ひは *gebur* の〔家内にて〕争闘したるときは、彼は百式拾銀志を料料として〔王に〕支払ふべく、而して当該 *gebur* に六銀志の補償金を支払ふべし」(Gif ðonne on gafolgeldan huse oððe on gebures gefehte, cxx scill. to wite geselle 7 þam gebure vi scill.)⁽¹⁶⁾とあるに徴しても、何ら疑いを容れぬところである。即ち、ウェイルズ人の夫れならざる一般にアングロ＝サクソン人の *gafolgelda* に関説せる所の此の法文は、前半「*gafolgelda* 或ひは *gebur* の家内にて」の形で始まり、後半ひとり *gebur* のみに就いて云々され、一見そこに表現上の首尾一貫性はたしかに認められないが、しかしながら、夫れは、本規定の実質内容が *gebur* の「家の平和」侵害の際の料料並びに補償金を規定せるに

止まり、なら *gafol gelda* の夫れらには及ぶところがない、と解さるべきではなく、もともと此の場合には *gafol-gelda* と *gebur* とはシノニムとして用いられていると解すべきであり、元来農民一般を意味するに過ぎない *gebur* なる普通名詞は、此処では歴史に具體的に、当時のアングロ・サクソンの標準的な一般族民——一ハイドの土地を占有する所の独立自営農民を表わしているのである。かくて、第七世紀末イネ王時代のウェシクスに於ては、*gafol-gelda* と云い *gebur* と云うも所詮 *ceorl* の別称にしか過ぎなかつたのであるが、⁽⁴⁷⁾ここで我々は、斯かる当時の一般にアングロ・サクソンの社会の基礎を形づくれる、一ハイド占有の独立自営農民は、その王への *gafol* を、何らかの第三者——例えば彼の *lord* と云つた者を介することなく、直接王に対し給付したのであることを明瞭に認識することが飽くまで肝要である。即ち、当時のアングロ・サクソンの標準的な *ceorl* なる独立自営農民家族の家父・家長は、その一ハイドの土地を占有する者の資格に於て果さねばならぬ、「王への貢租」給付の義務を、かのチャドウィックの考えし如く、⁽⁴⁸⁾まず以てなんらかの彼の *lord* たる者に負い、後者に依つて強制せられていた、のでは決してない。そのことは、いま、かかるもと「王への貢租」が、王の寄進・授与に係わる所の（「王のフォウクランド」としての）王領のブックランドへの転化とともに初めて、聖俗の受贈者の掌中に入ることとなつたことを示す、いくつかのチャーターの存することに依つて明かに立証せられる所である。

例えば、第八世紀中葉、七五九—七六五年の間に当時ケンント地方の一半に王たりし (*rex dimidiae partis provinciae Cantuariorum*) *Sigered* は、*Rochester* の司教 *Eardulf* に対して、*Æslingham* と云き、今日ケンント州の *Frindsbury* の土地を譲渡したが、その際のチャーターに拠ると、王は司教に、「*Æslingham* と呼ばれる二〇ハイドの土地を」 (*terram aratorum .xx. quae appellatur Æslingaham*)、「一般に夫れに属する耕地、森林、牧草

地、放牧場、沼地並びに流水と共に」(cum universis ad se pertinentibus campis, silvis, pratis, pascuis, pavidibus et aquis)「又其処より王に給付せし一切の貢租と共に」(et cum omni tributo quod regibus inde debatur) 譲渡してゐるのであり(圈点——引用者)⁽¹⁹⁾ 更に「これより一世代おくれで」マーシアの王 Offa は「七八八年、彼の従士の Osberht に対して、*Duningsland* なる、今日のケント州の Eastry 地方に在る土地を譲渡したが、その際のチャータに拠ると、王は従士に「*Duningsland* と呼ばれる……朕の「正当なる占有」権の存する一プラウランド(＝一ハインド)の土地を」(terram juris mei unius aratri... ubi nominatur Duningsland)「甚さしく其処に属するすべてのものと共に」(cum omnibus ad eam rite pertinentibus)「耕地、放牧場、牧草地と共に、而して又諸王に以前に負ひしすべての貢租と共に」(cum campis pascuis pratis et cum omni tributo quod regibus antea debetur) 譲渡してゐるのである(圈点——引用者)⁽²⁰⁾

我々は、これらのチャータの記述によつて、まさに、第八世紀後半、一般にアングロ・サクソンの王の「正当なる占有権の存する土地」としての——「王のフォウクランド」としての王領が、聖俗の個人に譲渡せられ、彼等のブックランドに転化せられる場合、それらの土地はもとを言わば「lands as going concerns」として、其処には既に耕地その他が蔵存し、これらを働かせて農耕＝牧畜の生産に直接従事せる所の人間が存していて、いま彼等に依りその生産物の一部が直接貢租の形で王に収められていたことを、認識することが出来るのである。

しからば、斯かる生産物貢租は、具体的に如何なる形に於て、どの程度徴せられたのであるうか。もとより時代に依り処に依つて夫れは種々異なり一概に之を言うことは出来ないであろうが、我々は、一般に斯かる点に関する真に乏しき記述史料のうち、偶々さきに我々の引合いに出せるオッフア王のいま一つのチャータにひとつの手懸りを求め

ることが出来る。第八世紀末七九三—七九六年の間に於ていつか、マーシア王オッファは、今日の Gloucestershire の Westbury の六〇ハイド (sexaginta manentes) の土地と、おなじく Henbury の二〇ハイド (xx manentes) の土地とを、Worcester の教会に譲渡したが、そのときのチャーターには次のような一節があるのである。「我々は、至高の神の御名に於て、夫れ (Westbury と Henbury の土地) が向後「永久に」、此れらの (——以下述ぶるが如き) 諸税を除き、諸王、諸州太守、並びに彼等の下僚たちの一切の強制より解放せらるべきことを命ず、即ちウェストベリーにおける貢租に関して、王の「ブクタランドたる」村に向けて「齎らるべく」、大樽二杯たつぷりの生搾のエイル、一「coomb」、たつぷりの苦味の少なきエイル、一「coomb」、たつぷりのウェイルズ風エイルと、七頭の牡牛、六匹の去勢したる羊、四〇本のチーズ、六つの長さ「beru」、三〇「amber」の未だ粉に碾かれざる穀物、四「amber」の未だ篩に掛けられざる穀物。」(Soluta sit ab omni vi regum et principum et subditorum ipsorum in summo Dei nomine precipimus praeter his vectigalibus hoc est. p̄es gafoles aet Westbyrig twa tunnan fulle hlutres aloð 7 cumb fulne liðes aloð 7 cumb fulne weisces aloð. 7 vii hriðru 7 six weðeras. 7 xl. cysa. 7 vi. lang pero 7 pritiðg ombra rues cornes feower amburu meolwes. ad regalem vicum.)⁽²¹⁾ 是れに由って觀れば、オッフア王がウースタの教会に譲渡せるウェストベリー・ヘンベリー兩地のうち、(後者のヘンベリーに就いては恐らく、その従来の「王への貢租」が今後ウースタの司教の徴する所となり、その私的な貢租——「食物地代」(food-rent) に転化してゆく一方) 前者のウェストベリーに就いてはその従来の「王への貢租」徴収権は依然旧の如く王の掌中に留保せられたのであるが、此処に示された当時のウェストベリーの「王への貢租」の細目に関しては、早期の此の種の記述が常にそうであるように、我々は今日遺憾乍ら一々その価値を明確になし得ない立場に在るとは云

え、なお、此の時代を遠く溯るかのイネ王の時代に発芽せる領主的土地所有に於ける「食物地代」と是れとを比較してみると、夫れが概して未だ軽い負担に止まったものと言うことを得るのである。即ち、イネ王法典第七十章に、「(人命金)貳百(銀志)の者(を)を殺したる場合」にありては、人は、「彼の殺したる所の者の主人(hlaford)に對する」補償金(mandbot)として參拾銀志を支払ふべし、(人命金)六百(銀志)の者を殺したる場合」にありては、「同じくマンボート」八拾銀志、(人命金)千貳百(銀志)の者を殺したる場合」にありては、「(マンボート)百貳拾銀志。」(Eft twyhyndum were mon sceal selian to monboite xxx scill, æt vi hyndum lxxx scill, æt xii hyndum cxx scill.)⁽²²⁾と規定せる後を承けて、同章第一条には「一〇(ハイド)〔毎〕に〔その土地より収めらるべき〕食物地代として、十桶の蜂蜜、三百塊の麵麩、一二‘amber’のウェイルズ風エイル、三〇‘amber’の生粹の(エイル)、二頭の老いたる(——十分に成育せる所の)牝牛又は十匹の去勢したる羊、十羽の鸞鳥、二十羽の雌雞、十本のチーズ、一‘amber’たゞぶりのバター、五尾の鮭、二〇封度の稜、と百尾の鰻〔が納めらるべきなり〕。」(Eft x hidum to fostre x fata hunies, ccc hlafa, xii ambra Wilisc ealað, xxx hutres, tu eald hriðern oððe x weðeras, x gees, xx henna, x cesas, amber fulne buteran, v leaxas, xx pundwæga foðres 7 hundteontigæla.)⁽²³⁾その場合、此の第一条における foster をメイトランドは王の victus または feorn と解し、年一度廿四時間王とその供奉者の一団を扶養するかの「一夜のファーム」を恐らく此処に列挙せられたものは表わしているとして、夫れは、一〇(ハイド)の土地の負担として見ればしま決して‘trifling burden’ではなかつたであらうと言つてゐるのであるが⁽²⁴⁾、我々は、此処に列挙せられたものこそは、前記第七十章に規定された mandbot の受領者たる早期の胚芽的な領主(場合に依つてはかのブックランドの所有者としての)資格に於ける王をも含む)に元來給付せらるべきところの feorn

——すなわち「食物地代」を表わしていると考えるのであって、これをさきの一世紀後のオッフアのチャータにおけるウェストベリの六〇ハイドの土地の「王への貢租」と比較するとき、我々は、後者の負担の相対的輕少性をまさしく云々することを許されると思うのである。むしろ、「王への貢租」は、夫れを負担せる「王のフォウ克蘭ド」——「王領」の一部が聖俗の有力者の手に渡り、その手中に於てまさに彼等の取得すべき「食物地代」に転化することに依つて、その細目の暗示するように屢々「burdensome」なものに變質していったのではあるまいか。⁽²⁵⁾而して、「王のフォウ克蘭ド」たる「王領」の聖俗の有力者への「booking」ののちも依然として王の掌中に留保せられた所の「王への貢租」も、なお、その後聖俗の臣下たるブックランド所有者のために一般に漸く免除せられていったことは、例えば、第九世紀末葉(八八三)Ælfred 大王(r. 871~899/900)時代、マーシアの州太守(caldorman)の任に在った大王の女婿 Æthelred と Gloucestershire の Berkeley 修道院との間に成立せる協定の記録たる一つのチャータを見ることに依つていま瞭らかである。即ち、其処には、「余(エセルレッド)は彼等(パークリ修道院長とその修道僧たち)に対し、彼等が今猶ほ王に給付すべく義務づけられる貢租(gafol)」、即ち「今日迄免除されざるままに放置されたる、生粋のエイルの形、ピールの形における、又蜂蜜・牡牛・豚・羊の形における、王への貢租(cyningfeorm)のかの部分の、永遠の免除を認むる者なり」[ic heo gefrævege ecelice þæs gafoles þe hio nu get to cyninges handa ageofan sceolan of ðam dæle þe þær ungetreod to lafe was þære cyningfeorme, ge on hlutrum alað, ge on beore, ge on hunige, ge hryðrum, ge on swynum, ge on sceapum.]⁽²⁶⁾とある。

以上に於いて、我々は、王のフォウ克蘭ドとしての初期の「王領」が、実は「王への貢租」(cyninges gafol, cyningfeorm)と呼ばれる所の公的貢租の給付の義務を負担せる、標準的には、ハイド基準の、アングロサクソン

の一般族民——*ceorl*なる独立自営農民の各々のフォウ克蘭ドから成立っていた事情をほほ明らかになし得たと思われる。その際、最も重要なポイントとなったのは、右の *gafol*, *feorm* が飽くまで ‘tax’ であって ‘rent’ ではないと云う認識であった。*cyninges gafol* はあくまで *reddegafol* (Ine, cap. 67)⁽⁵⁷⁾とは区別せらるべきものなのである。このことは、また、斯かる *gafol*, *feorm* の源泉となった所の土地——個々のアングロ＝サクソン族民のフォウ克蘭ドが飽くまで彼等族民の「所有」に係わる土地であり、彼等が飽くまで一個の ‘free landowner’ であって、決して元来王を ‘landlord’ とするその ‘tenant’ ではなかった、と云うことを意味する。アングロ＝サクソンの初期のノーマルな *ceorl* は、正しくは、いま、彼自身の所有に係わる土地を彼自身の労働を以て——たとえ一部彼の従属者の労働に依り補充せられる所があっても——耕作する者、即ち、要之 ‘free peasant proprietor’ であったのである。以下、この重大な点を節を改めて瞭然たらしめることとする。

(1) 「立教経済学研究」第十八巻、第三号、二七一—五七頁。

(2) このことは、初期に於ける王の世俗の有力者に対する土地の授与、就中教会・修道院に対する土地の寄進が、一般に広大な地域に跨って纏れる形のものであった事実からも、当然推断せられ得る。前稿、三三頁（一〇ノード）‘同上頁（二〇ノード）’、四四頁（四〇ノード）の諸例参照。なお、*The Crawford Collection of Early Charters and Documents*, ed. A. S. Napier & W. H. Stevenson (Oxford, 1895), p. 43. を参照。

(3) 前稿、四九—五二頁。

(4) Olaf's Saga hins helga, 61, 111, etc.——Cited by Paul Vinogradoff, *The Growth of the Manor* (London, 1904), p. 282, note 24.

(5) Cf. Paul Vinogradoff, *Villainage in England* (Oxford, 1892), p. 303 ; F. W. Maitland, *Domesday Book and Beyond* (Cambridge, 1897), pp. 236 ff. ; F. M. Stenton, *Anglo-Saxon England* (Oxford, 1943), p. 284. 54 葉、斯

かゝる貴租形態がアングロ・サクソン・イングラントのみならず、フランス・ノルマンディー等の他に於ても見られた事情に就
くは、*Die Gesetze der Angelsachsen*, hrsg. v. Felix Liebermann (3 Bde., Halle, 1903-16; Unveränderter
Neudruck, Aalen, 1960), II, 420; J. H. Ramsey, *The Foundations of England* (2 vols., London, 1898), I, 154.
参照。

- (9) *Anglo-Saxon Charters*, ed. A. J. Robertson (Cambridge, 1939; 2nd edn., 1956), No. 48 (cf. *ibid.*, p. 347.).
- (10) Cf. Matland, *op. cit.*, p. 169; J. E. A. Jolliffe, *The Constitutional History of Medieval England to 1485*
(London, 1937), p. 128.
- (11) Liebermann, *Die Gesetze der Angelsachsen*, I, 3; *The Laws of the Earliest English Kings*, ed. F. L.
Attenborough (Cambridge, 1922), p. 4. Cf. *English Historical Documents*, Vol. I, ed. Dorothy Whitelock
(London, 1955), p. 357.
- (12) Liebermann, *Die Gesetze*, I, 100; Attenborough, *The Laws*, p. 42. Cf. *Eng. Hist. Doc.*, I, 367. 因みに
この語の語源の「人命金」(*werigild*)に就いては、*オールドマン*の『前中世法律史』第三章に於ける「補償金」
(*bot*)の意義と共に、拙著『イングリッシュ封建制の形成』(昭和三十四年)一八九—一九〇頁参照。なお、ケント王国に於て
は、二〇銀ペンスが一金リングをなしたので、ケントス王国では、ケント王時代一銀リングは四銀ペンス、その後
一般に一銀リングは五銀ペンスであった。 Cf. Attenborough, *ibid.*, pp. 176 (note 16, 1), 191 (note 59, 1); H. M.
Chadwick, *Studies on Anglo-Saxon Institutions* (Cambridge, 1905; reissued, New York, 1963), pp. 12-20.
- (13) 以下に述べるが、如く「tax」という用法以外の「rent」という用法については、拙著『形成』「第三編」「Recti-
dines Singularum Personarum」雑考」特別の第二節参照。
- (14) Cf. *Eng. Hist. Doc.*, I, 431.
- (15) Liebermann, *Die Gesetze*, I, 460; *Ancient Laws and Institutes of England*, ed. Benjamin Thorpe (2
vols., London, 1840), I, 186, 188. Cf. *Eng. Hist. Doc.*, I, 433.
- (16) Liebermann, *Die Gesetze*, I, 102; Attenborough, *The Laws*, p. 46. Cf. *Eng. Hist. Doc.*, I, 367.
- (17) Chadwick, *Anglo-Saxon Institutions*, p. 77; Stenton, *Anglo-Saxon England*, p. 275.

- (15) *ceort* については、今後第二節に於て詳説せらるべし。
- (16) Liebermann, *Die Gesetze*, I, 92; Attenborough, *The Laws*, p. 38. Cf. *Eng. Hist. Doc.*, I, 365.
- (17) 但しアングロ・サクソン時代終末期の重要史料『*Rectitudines Singularium Personarum*』に於ては、*gebur* は「*ウナムスデイヒブツク*」における『*villani*』の先駆をなす、従属的農民。前掲拙著「第四篇」第二節参照。なお、筆者のイネ王時代、ウエシクスにおける *ceort*, *gafolgetda*, *gebur* 三階層の理解の仕方とは夫々に異なる、ウイノグラードフのまたステントンの伝統的理解の仕方については、ほぼチャドウィックにおける筆者の見解とまなに対蹠的な見地を新たに復活せしめたる、青山吉信「早期アングロ・サクソン社会の自由人」【久保正幡編『中世の自由と国家』中巻(昭和三十九年)所収】一二一九頁の犀利なる記述を是非参照せられたし。
- (18) Cf. Chadwick, *Anglo-Saxon Institutions*, p. 102.
- (19) *Codex Diplomaticus Fœdi Saxonici*, ed. J. M. Kemble (6 vols., London, 1839-48), No. 114; *Cartularium Saxoncum*, ed. W. de Birch (3 vols., London, 1885-93), No. 194; *A Hand-Book to the Land-Charters, and other Saxon Documents*, ed. J. Earle (Oxford, 1888), p. 49.
- (20) Kemble, *Cod. Dipl.*, No. 153; Birch, *Cartularium*, No. 254.
- (21) Kemble, *Cod. Dipl.*, No. 166; Birch, *Cartularium*, No. 273; *Diplomatarium Anglicum Fœdi Saxonici*, ed. Benjamin Thorpe (London, 1865), p. 39. Cf. *Eng. Hist. Doc.*, I, 467. 因ては文中の '*cumb*' (coomb) は液量単位なることは確かならべし、今日その容量定かならば、'*peru*' は今日意味不明の或る中性名詞の複数形 '*amber*' (amber) 亦た「普通」1 amber = 4 bushells となるべし、精確には明らかでない。トینگに關してなす詳しきは Maitland, *op. cit.*, p. 319; *Select English Historical Documents of the Ninth and Tenth Centuries*, ed. F. E. Harmer (Cambridge, 1914), pp. 73 f. (note 1, 2 f.); Attenborough, *The Laws*, p. 192 (note § 1.1.).
- (22) Liebermann, *Die Gesetze*, I, 118; Attenborough, *The Laws*, p. 58. Cf. *Eng. Hist. Doc.*, I, 371. 因ては '*manbōt* 及び '*man*' Maitland, *op. cit.*, pp. 31, 54, 70. 参照。
- (23) Liebermann, *Die Gesetze*, I, 118, 120; Attenborough, *The Laws*, p. 58. Cf. *Eng. Hist. Doc.*, I, 371. '*amber*' に關しては「前註(21)参看」。

- (24) Maitland, *op. cit.*, p. 237.
(25) Cf. Stenton, *Anglo-Saxon England*, p. 285; Maitland, *op. cit.*, p. 319.
(26) Kemble, *Cod. Dipl.*, No. 313; Birch, *Cartularium*, No. 551; Harmer, *Select Eng. Hist. Doc.*, No. 12.
(27) "Gif mon gepingað gyfde landes oþþe mare to rædegafole 7 geereð, gif se hlaford him wile þæt land aræran to weorce 7 to gafole, ne þearf he him onfon, gif he him nan bohl ne selð, 7 þolie þara acra."——Liebermann, *Die Gesetze*, I, 118; Attenborough, *The Laws*, p. 58. 本章の解釈に關しては、前掲拙著「一〇七頁參照」。

—

アングロ・サクソン時代早期のチャータは、その國王の教會・修道院に対する「寄進」の対象を表わすのに、屢々「ふくばへの *mansa* (マンズ)」の語を表現を以てするが、「ふくばへの *manens* の土地」或いは「ふくばへの *casatus* の土地」或いは「ふくばへの *tribularius* の土地」の語を表現を以てしているのであるが(マンツの場合)は多く「ふくばへの *aralrum* (plough-land)」又は「ふくばへの *sulling*」⁽²⁸⁾ 時にいかなる「ふくばへの *manens*」・「ふくばへの *casatus*」・「ふくばへの *tribularius*」を以てすることのあるのは、夙に我々の知れる所である。⁽²⁸⁾ *manens* (pl. *manentes*), *casatus* (pl. *casati*), *tribularius* (pl. *tribularii*) なるラテンの諸語は、元來、それぞれ「*mansa* (土地)に住んでいる人間」「*casa* (小屋)が割当てられている人間」「*tribulum* (既出)を納めている人間」を意味している。とすれば、前記の如き表現形態、特に最後の夫れに於ける「寄進」を見て、我々は、その本質に於て、まさしく、斯かる寄進の主体たる王に對して、いさうとも「*semi-servile*」の關係に在る者たちが、その占住する所の土地と共に死か、も、それらの土地に緊縛せられている社会的存在——*coloni*

として、寄進せられた、——そのような「寄進」を其処に考うべきであらうか。

答は、明瞭に否である。大陸に於てはいざ知らず、イングランドでは、これら *manens, casatus, tributarius* なるラテンの諸語は、いずれも、単に、土地の面積、と言わんより土地の公租賦課上の評価面積を記すに用いられ、その土地の占有者の数またその属性には多く係わる所がないからである。⁽²⁹⁾

いったい、アングロ・サクソンの早期の法典に於て第一節に我々が見たるアングロ・サクソンの一般族民としての *ceorl* なる名辞の表われるのは、前掲のその最古の法典たる第七世紀初葉成立のケント王エセルベルトの法典の第十五章に於ける夫れが初見であるが、そこには「ケオルルの *mundbyrd* は即ち六金志「たるべし」。(Ceorles mundbyrd vi scillingas.)⁽³⁰⁾と規定されてある。その際 *mundbyrd* (L. *tutela*) とは、文字通りには「保護権」(protection, Schulrecht) を意味するが、此処では、既引のイネ王法典第六章にもひとたび現われた、元来「家の平和」を維持する家長の保護権の侵害——その保護下に在る場所に於て、或いはその保護下に在る人間に対して、なされるところの不法侵入・流血・殺害その他——に對する、補償金を意味しており、⁽³¹⁾我々は、斯かる補償金に依つてその「家の平和」が保障せられてゐるが如き社会的存在は、まず以て(一)無条件に自由民であると共に、同時に(二)自己自身の「家」を有するところの・household の holder すなわち husband であることをはっきり認識し得るのである。而して、此の第一点は、なお、おなじくケント王として第七世紀末葉相次いで立てる、Hlothere (r. 673~685) とその甥 Eadric (r. 685~686) 兩人の法典(六七三~六八五?)⁽³²⁾の第十六章「いま若し或るケント人にしてロンドンの町にて動産(家畜)を購入せんとするときは、彼は二人又は三人の信憑すべきケオルル、若しくは王の町奉行を、証人として立ておんからせ。」(Gif Cantwara zenig in Lundenwic feoh gebygge, hæbbe him þonne

twegen oð ðe ðreo unfaerne ceorlas to gewinnesse oþpe cyniges wigeretan.)⁽³⁸⁾ に依つても確められる所であるが、第二点はまた、既引アルフレド王の法典第三十九章に「なにびとか或るケオルル〔身分〕の者 (*cierlisc man*) の家内にて争闘したるときは、彼は六銀志の補償金を当該ケオルルに支払ふべし」(Gif hwa on cierliscas monnes fette gefehte, mid syx scill. gebete ðam ceorle.)⁽³⁹⁾とあるのが、是れを明証する所でもある。而も、その場合の「家」(*het*) がほかならぬ農家なる *homestead* (Gehaft) であることは、これまた、イネ王法典の第四十章に「ケオルルの屋敷地 (*worðig*) 〔庭地 (*croft*, garden plot) によつて圍繞されたる *homestead*] は冬季並びに夏季に圍牆されざるべからず。いま若しそが圍牆せられず、彼(ケオルル)の隣人の家畜 (*ceap*) にして、彼自身の(——彼が放置したるところの) 空隙を通じて迷ひ込むことあらんか、彼は当該家畜に關し「主張すべき」なにももの(——如何なる権利)もこれを有せざるべし。彼はそを「屋敷地外へ」追ひ出し、その損害を耐へ忍ぶべきなり。」(*Ceorles worðig sceal beon wintres 7 sumeres betyred. Gif he bið untyned, 7 recð his neahgebures ceap in on his agen gear, nah he æt ðam ceape nan wuht : adrife hine ut 7 ðolie* [pone] ærwerðlan.)⁽⁴⁰⁾とあるによつて、明瞭である。のみならず、此の法文は、当時、その屋敷地 (*worðig*) を自己所有せる、かかる農民ケオルルが、その隣人と共に、本来同時に於けるマルクスのいわゆる「一つのより大いなる全体」(*ein größeres Ganze*)⁽⁴¹⁾ ヴェーバーのいわゆる「近隣共同体」(*Nachbarschaftsgemeinschaft*)⁽⁴²⁾ なる、村落共同体 (*village community*) を結成して生活しており、彼れケオルルは、秋蒔の穀物(小麦・ライ麦)、春蒔の穀物(大麦・燕麦)の夫々育つ、冬季並びに夏季の期間、一時的に自己の主體的責任に於てその *worðig* を圍牆せねばならぬ、と云う、元來周知の事柄なるが故に却つて形式的に宣言される要もなく、古來不文律の慣習法の形に於て存したる所の、共同体の全体的意思に對

して、自主的に——まさに斯かる「共同体的規制」の遵守を「経済外的強制」の形で強制する所の何等かの領主的権力の発動を俟つ迄もなく、従うべき筈の者であったことを、示しているのである。⁽³⁸⁾而して、此の第四十章の此の点に關する含蓄は、我々が更に、同じイネ王法典の第四十二章を読むとき、なお一層明白となる。即ち、そこには、「いま若しケオルルたちにして、**囲牆**すべき一つの**共同の牧草地**あるひはその他の(——**耕地**たる) *gedálland* を有し、しかしてその「ケオルルたちのうちの」若干の者たちが彼等の「割当」部分を**囲牆**し、若干の者たちが「是れを」為さざりしとせんか、しかして「いま若し家畜が侵入して」彼等の**共同の穀物**または**牧草**を**喰荒**すとせんか、その空隙に責ある者たちは、往きて、彼等の「割当」部分を**囲牆**せる他の者たちに対し、其処にて為されたるらん損害を**補償**すべし。彼等は、これらの家畜に關してそが適當なるが如き賠償を求むることを得べし。」(Gif ceorlas gearstun hæbben gemæne oððe oper gedálland to tynanne, 7 hæbben sume getryned hiora dæl, sume næbben, 7 etten hiora gemænan æceras oððe gærs, gân þa þonne þe ƿæst geat agan, 7 gebeten þam oðrum, þe hiora dæl getrynedne hæbben, þone æwerdian þe ƿær gedon sie ; abidden him æt þam ceape swylc ryht swylce hit kyn sie.)⁽³⁹⁾とあるのであるが、その場合ここに *gedálland* とはつのは、⁽⁴⁰⁾「*gedælan* された(分たれた)土地」(divided land) ——すなわち夫々の耕作者の shares, Antheilen に分配されている土地の義であって、我々は、其処に、村落共同体を構成する当時のケオルル農民の各々の耕地持分がいま決して一農地(Field, Feld)内の一ヶ所に纏って**囲牆**された形で存在することなく多数の地条(strip, Streifen)なる形に於て爾余の隣人たちの諸地条と相混淆しつゝ散在しており、それら各人の地条相互の間には籬の^{かき}ごとき目路を遮る何物もなく、一つの農地全体としては恒久的なる**囲牆**に依つて劃られていず、広々とうち開かれたる状態——二圃制度(two-field system)か三圃制度

(three-field system) か孰れにしても何らかの開放農地制度 (open-field system) の景觀を、まぢまぢと想い込んでみることが出来るのである。すなわち、此のイネ王法典の第四十二章に依れば、そこには、共同の牧草地のみならず、(おそらくその内側に一部隣接して、而もいわゆる 'nucleated village' の村民の住居の密集部分を圍繞して) なんらかの開放農地制度に基く所の共同の耕地が展げ、前者の共同牧草地は、毎年村落共同体成員たるケオルル農民の各々に、輪番制に依ってか或いは抽籤に依って、各自の家畜の冬季飼料たる乾草になす牧草を栽培するその持分が地条の形で割当られて、牧草が成育して刈り取られるまで——凡そクリスマス直後乃至聖燭節(二月二日)の頃よりラマス祭(八月一日)の頃まで、一時的に、各々のケオルルが夫々自己の割当地条の両端を籬で塞ぐといった・彼等の責任分担の下に囲牆せられ、後者の共同農地また、其処に「冬穀」・「春穀」が夫々成育する期間、一時的に同様各ケオルルの責任分担の下に囲牆せられたのであって、その孰れもが、牧草或いは穀物を収獲し終えれば、次の作物の栽培開始期まで、⁽⁴¹⁾ 囲牆は撤去せられ、村民の共同放牧場(前者は主として羊の、後者は主として牡牛の)として開放せられたのである。しかして斯く解するとき、また、次のイネ王法典第四十二章第一條の規定内容も、右の第四十二章の夫れとの關聯に於て、我々にスムウズに理解され得るものとなるのである。「さりながら、いま若し、柵 (hege) を破りて、所構はず侵入する、なんらかの畜牛 (hryðer) ありとせんか、それを所有する彼にして、それを制せんともせず、また「それを制することをよくすること」能はざるときは、彼の鼻 (æcer) にてそを見出す所の者は、「それを」捕へ、「それを」打ち殺すことを得べし、而して「その際」その(畜牛の)持主は、その皮と肉とを取得して、残余の(価値)は「その損失を」耐く忍ぶべきなり。」(Gif þonne hryðera hwele sie þe hegas brece 7 ga in gelwær, 7 se hit nolde gehæaldan se hit age oððe ne mæge, nime se hit on his æcere mete 7 órsla, 7 nime se agenfrigea

his fel 7 flæsc 7 ʒolie þæs oðres.)⁽⁴²⁾ なお、イネ王法典は、引続いてその第四十三章に於て、「いま若しなにびとか〔誤って〕林中の一本の樹木を焼失せしむることあり、而して是れを為したる者の何者なるか露はるることあらんか、彼は、「当然窃盜罪に課せらるる」科料の全額を支払ふべきなり、「すなわち、彼は」六拾銀志を支払はざるべからず、「何となれば」〔いま〕火は盜人にほかならむべしなり。」「(Donne mon beam on wuda forþærne, 7 weor- ʒe yppe on pone ʒe hit dyde, gielde he fulwite : geselle lx scill, forþamþe fyr bið þeof.)⁽⁴³⁾と規定し、次いで同章第一条に於て、「いま若しなにびとか〔慾張りて〕林中に於て余りにも多くの樹木を代採し、而してそのことに後に知らるる所とならんか、彼は各〔一本につき〕參拾銀志〔の割合〕を以て樹木三本分〔のみ〕の科料を支払ふべきなり、彼は、其処にそれら〔伐採樹木〕の如何に多くのもの存するにせよ、夫れ以上のそれらの科料を支払ふには及ばず、何となれば、鉞^{ax}は、「火とは異なり」盜人には非ずして、密告者なればなり。」「(Gif mon afelle on wuda wel monega treowa, 7 wyrð eft undierne, forgielde iii treowu ælc mid xxx scill ; ne ʒearf he hiora má geldan, wære hiora swa fela swa hiora wære ; forþon sio ðesc bið melda, nalles ʒeof.)⁽⁴⁴⁾と規定し、更に、次章第四十四章に於て、「然れどもいま若しなにびとか、その下に^{þu}三十匹の豚の立ち得るところの一本の樹木を切倒し、而してそのことの知らるる所とならんか、〔彼は〕六拾銀志の科料を支払ふべきものとす。」「(Gif mon þonne aceorfe an treowa, þæt mæge xxx swina undergestandan, 7 wyrð undierne, geselle lx scill.)⁽⁴⁵⁾と規定している。これらの規定は、見らるる如く、「いま若しなにびとか……」とあつて、とくにケオルルについて規定せる所のものではないけれども、事実上当時のウエシクスにおける ordinary な自由民としてのケオルルに関する規定たることは明白であり、其処に、我々は又、当時に於ける斯かる自由民ケオルルの村落共同体のいわゆる

commons の一部を構成する、おそらく前出「共同牧草地」に接壤する所の「共同林」(common wood) の存在に関する証憑を認めることが出来るのである。当時、一つの村落は、夫れをその近隣の村落より分つ・一般に森林を含む広大なる未開墾地 (waste) に依って取巻かれていて、斯かる未開墾地に「屢々その近隣諸村落と共に」入会 (inter-commoning) の権利を行使していたのであるが、その場合、斯かる入会地としての・森林を含む未開墾地は、当時の村落農民にとってまさしく生命的意義が存した。即ち、いま特定の村落共同体の「共同耕地」に等量の耕地持分を多数の「地条」なる形に於て占有する所のその平等なる成員たる農民は、其処を放牧地として彼等の家畜——耕作に直接必要な牡牛、肥料を作るものとして必要な牝牛並びに羊——を放牧し、直接耕作に関係薄き家畜にても、その肉が当時重要な食料の一部をなした豚の如きをその好むかし・ぶな等の実のころがりいるその森林中に放ち飼ひしたほか、斯かる未開墾地に於て水車場の堰或いは土手等を築くための粘土や砂・砂利等を採掘したり、敷藁としての羊歯を採取したり、其処の沼や池から屋根葺用の菅を刈り取ったり、或いは其処から木の実・漿果の類を拾い蒐めたりしたのであるが、其処に又、当時の村落共同体農民は、彼等の第一次的必需品たる木材をかち得る所の共同利益権 (rights of commons) を有したのであり、即ち、彼等の手に依りその森林より伐り出された樺材等は、彼等の住居の建築・修理に、その圍牆の建設に、その農具・世帯道具の制作に資せられたばかりでなく、それらはまた彼等の日常必要とする所の燃料の主要なものをなした。⁽⁴⁶⁾かくて、斯くの如き「共同林」に於ける隣人の共同利益権を危殆に瀕せしめる恐れあるところの・一個人の羽目を外した用益行為に対しては、領主的権力ならざる王権は、当然、科料 (wite) の賦課を以て規制する所があったのである。

しからは、我々は、斯かる当時の村落社会の一見 'communalistic' な諸徴表から、直ちに其処に所謂「マルク共同

「体的社会諸關係を云々すべきであろうか。これらの未開墾地、牧草地、とりわけ耕地は、斯かるケオルル農民の共同体そのものに依つて一義的に所有せられているものとして、其処に、土地に関する‘common ownership’、あるいは‘communal ownership’の所有關係をまさに指定すべきであろうか。

我々は、たとえイネ王法典の現存のマニエスクリプトの一つ——第十二世紀の夫れの第四十二章の赤字頭書がいま「ケオルルたちが土地と牧草地とを共同に有することに就いて」(Be ðam þæt ceorlas habbað land gemæne 7 gearstnas)⁽⁴⁷⁾となつており、又元来本章のテキスト中に「彼等の共同の穀物または牧草」なる文字が見えるにしても、其処に、とりわけ当時の主要なる社会的生産——農業生産に於ける主要なる生産条件をあらわせる耕地に就いて、言葉の嚴密なる意味に於ける「共同体の所有」(ein Eigentum der Gemeinde)の關係は之を認めることを得ないのである。そのことは、我々が、当時の村落の社会的生産關係をより深く立入つて省みるとき、漸く瞭らかとなり來るところである。

いったい、今日ひろく学界に於て、前述の如き開放農地制度に基く所の共同耕地の耕作は、通常 *caruca* と呼ばれる重量の有輪犁 (wheeled plough, Räderflug) をその基礎的な耕作労働要具とするものであった、と云ふことが一般的に承認せられている。その場合、*caruca* というのは、ガリア人の命名に係り、もと今日のフランス語の *charrue* の語源をなすゲール語であるが、第一世紀のプリーニウス *Gaius Plinius Secundus* (23/4~79) がその『自然誌』に於て「近時 *Raetia Gallia* で二個の車輪が取付けられるようになった犁が發明せられ、人々は夫れを *plaumorati* と呼ぶべし」(Non pridem inventum in *Raetia Galliae* duas addere tali rotulas, quod genus *vocant plaumorati*.) と曰つてゐるのは、恐らく此の犁のことを言つてゐるものと解せられる。けだし、『自然誌』

の現存する *corrupt text* に謂うところの *plannorati* とは *ploun Ræti*——ゲルマンの一派 *Ræti* の *ploun* (→ *plow*, *Pflug*) ——がその原形ならんと思われ、*Rhaeti* の住地 *Raetia* 地方なるドーナウ上流の地 (今日の Bayern, Württemberg の地方) があるいは此の型の犁の発祥の地ではないかとされるのであるが、ガリアカライティアか、いずれにしても、夫れが、いま古典古代の歴史的世界—地中海世界には非ざるところの、「北方」の平地地方の技術的發展の将来せるものであることは注目せられる所である。⁽⁴⁹⁾ すなわち、従来古典古代の歴史的世界に於てローマ人に知られていた最も進化せる耕作労働要具は、一般に本来のラテンで「犁」を意味する *aratum* なる名称のものにほかならなかつたが、夫れは、軽量の無輪犁であつて、我々の島国に就いて言えば、いまローマ支配時代ブリタニアの田園的領域にかの *villa* を圧倒して多数存在した、*treſ* (*treabh, treu*) と呼ばれるケルトの支配的な定住形態 (*Siedlungsform*) ——もと本質的に *isolated homestead* (*Einzelhof*) を原基形態とする・その聚合体としての、ケルト独自の *hamlet* (*Weiler*) ——に於ける農業に用いられたるものこそは、彼等のいわゆる *arad* すなわちローマ人の謂うところの *aratum* であつたのである。⁽⁵⁰⁾ 而して、かかる *aratum* と呼ばれる軽量の無輪犁は、まさに夫れが軽量の無輪犁の故に、斯かるものとして、軽い土壌 (*light soil*) の耕作に適し、当時ローマン＝ブリテン時代ローマの支配の事実上及べる、ブリテン東南部に於て、被征服民ケルトの前記トレフの主たる立地たりし、その連丘・丘原等一般に高地に於ける、元来滲水性の白堊⁽⁵¹⁾ 石灰質の土壌の耕作労働要具として決定的に適合的なるものであつたのであるが、その場合、かかる *aratum* を以てその基礎的な耕作労働要具とする所の農耕に於ける基本的農地形態こそ、かの一般に「*Celtic field system*」と呼称せられる、元来彼等の孤立農家に個別に附属せる所の、小さき方形乃至準方形の囲牆農圃であつたことが注目せられるのである。⁽⁵¹⁾ すなわち、*aratum* なる軽量の無輪犁は、概し

ていま鉄製の犁頭 (share) を具備するほか、後述するごとき *caruca* が一般に有する所の犁刀 (coultter) とりわけ精巧なる犁板 (mould-board) を欠いており、その軽量の故に通常二頭の牡牛に夫れが牽引せられる場合、辛うじて表土を掻き起してその浅いすきみち、一畝間 (furrow) の一方の側に是れを畝 (ridge) として盛り上げるは、たゞきをなすに止まり、元来土壌を反転し得る能力を欠けるため、斯かる耕作労働要具を以て土地を十分に良く耕さんとすれば、どうしても方向を変えて二度——すきみちがさきのすきみちと交叉するよう鋤く必要があり、そこに「交叉犁耕」(cross-ploughing) なる耕作方法を採用することを必至ならしめたのであるが、斯くの如き「交叉犁耕」なる耕作方法は、その何れの方向に鋤かれる場合にも、通常二頭の牡牛より成る斯かる *aratrum* を牽く犁隊 (plough-team) が常に一定の間隔を置いて、方向転換をなし得るよう、耕地をして、必然的にその形状に於て、ほぼ正方形に、近き、(一辺の長さが平均二〇〇フィートの)、その面積僅々一—二エイカの、小圃牆農圃の形態を採らしめるにいたったのである。

caruca は、いままでしく斯くの如き *aratrum* に対して比較的新しく出現せる所の耕作労働要具にほかならない。

その特徴のまず第一は、犁頭 (share) の幅が広く、その前部に一對の大いなる車輪が取付けられていて、全体として重量であること、そのため従来の無輪犁の *aratrum* に比しその穿入力 (penetrating power) に於て遙かに優り、深耕が可能であること、であるが、⁽⁵³⁾ 斯かる其の特徴は、まさに、この耕作要具が *aratrum* と異なつて抑々重い土壌 (heavy soil) の耕作に適合的なる耕作労働手段であることを表わしているのである。次に、*caruca* の特徴は、その全体の延長——つまり犁轅 (plough-beam) の長さがかの *aratrum* に比して長いことである。そのため、此の重量にして且つ長大なる犁を頻繁に転換せしめる不利を出来るだけ回避する必要がある、その方向転換度数を可及的に減

ぜしめんとすれば、自らそのすきみち、*furrow* を能う限り長くする必要が存したのである。そこに、不可避的に、かの狭長なる地条——まさにかかる *caruca* の一日、実は牡牛を軛より放つ午後をのぞく、午前中の耕作能力を示す一エイカ（*1 morgen*）基準の地条を基礎単位とする所の、大いなる開放農地なるものを形成せしめずには措かない技術的必然性が存したのである。⁽⁵⁴⁾ その場合、此の耕作労働要具は、その重量の故に普通八頭（時に四頭）の牡牛に依って牽引せられたが、斯かる八頭ないし四頭の牡牛より成る *caruca* を牽く犂隊はまた、そこで耕夫が犂の方向を転換する「息つくひま」を必要とするにいたるまで、通常二頭編成の *arathrum* の犂隊よりもより長き距離を一気に鋤くことが可能であった、と云う、犂を牽く畜力の側の事情も亦省みられなければならない。⁽⁵⁵⁾ なお、*caruca* の幅広き犂頭（*share*）の前面にほぼ垂直に取付けられた鉄のナイフすなわち犂刀（*coulter*）は大きく、夫れは予め犂頭が土壌を鋤き返し易いようにすきみち、に当る地面に切れ目を付けるは、たらきをなしたが、特にいまその犂頭の後部に取付けられた犁板（*mould-board*）の機能は優秀であって、夫れは犂頭に依って鋤き起され擡げられた土壌を完全に反転し破砕することが出来たから、⁽⁵⁶⁾ その意味においても爰に、今やかの *arathrum* の場合「交叉犂耕」に依って二度鋤くべき所をよく *caruca* をして一度の犂耕を以て事足らしめ、*long furrow* → *strip ploughing* を通じて、*large open field* なる耕地形状の形成を可能且つ必然ならしめたのである。

耕作労働用具の一定の進化の水準を表わすところの *caruca* と、「開放農地」なる特定の耕地形状の出現に客体化される・農耕労働の生産性の一定の発達段階を表現する耕作方法たる「地条耕作」、この両者のあいだに存する技術論的に必然的な内的關聯は、ほぼ以上の敘述に依って瞭らかにせられたことと想われるが、然し乍ら、我々は、遺憾ながら、今日まで、全アングロ・サクソン時代を通じて斯かる型の犂の實在に関する、如何なる直接の *tangible* な

証拠も之を持ち合せていない⁽⁵⁷⁾。考古学も、此の点に關しては殆んど全く我々を「補助」する所がない。例えば、今日 Norfolk 州 Norwich の Castle Museum に蔵せられている、もと同州の Thetford より出土した、第十世紀初葉の犁の一大破片に就いては、一九五七年 F. G. Payne に依つて、夫れが此の型の犁に近似せるならかものもの存在せることの証左であるとされたが、⁽⁵⁸⁾之に対しては、是れを、第九世紀以降この国土に侵入し、このノーファク州を含む East Anglia その他イングランド北東部のいわゆる Danelaw 地方に汎く定着せる、かの Danes のもと使用したるものと考えんとする、一部専門家たちの意見も、我々はまた無視することを得ないのである⁽⁵⁹⁾。

然し乍ら、我々は、この型の犁は極めて早い時代からこの島に於て知られていたと想われることに、まず読者の注意を喚起しなければならぬ。すなわち、前五〇〇年以來大陸より次々と渡来してこの島に於ける鉄器時代文化を創始せる一般にケルト諸族中その最新來者に属する、Belgae 族、このもとガリア西北部の今日のベルギイ地方 (Gallia Belgica) に在つて前第二世紀以來ゲルマンと混血し、前七五年以後この島に渡来してテムズ河北一帯の地に拡がり、前五五・五四年ユリウス・カイサルに討伐せられるに至つた、ローマ人のいうところの Britanni であるベルガイ族が、第一世紀に於けるローマのブリタニア支配の樹立の以前、紀元前第一世紀に既に、大陸より導き入れて、之を使用していた蓋然性の存するうえに、⁽⁶⁰⁾ローマン・ブリテン時代には、その少くとも一部のウィラに於て開放農地制度と共に此の型の犁の普及を見たこと云うことは、今日学界に於て一般に愈々確実視せられ來つていることが注目されなければならぬのである。⁽⁶¹⁾要之、サクソン・イングランドのブリテンの農業的過去との「連続性」(continuity)に係わるどころの問題であるが、我々は、いま一般的には「非連続」の立場を採る者であるとは云え、決してまた斯かる連続・非連続の關係を形而上学的に機械的に把握して、凡そアングロ・サクソンの移住を以て、單純にブリテンの農

業的過去よりの「断絶」を表わすものと為す者ではない。実際、ローマン・ブリテンのウィラと中世イングランドの *manor* とのあいだの 'continuity' は、一般的には、言語学的・地名学的に、また考古学的に、立証することは困難であり、⁽⁶²⁾特に考古学的研究は、現在迄のところ、アングロ・サクソンはローマ時代のウィラの荘宅その他の建築物にその居を定めることが全くなかったと云うことを一般に明らかならしめているのではあるが、⁽⁶³⁾そのウィラの立地に関して、一方 *Collingwood* のごとく、その大多数は東南部ブリテンの、チョークや同じく石灰岩の一種なる魚卵状岩 (*oolite*) や砂礫など、殆んど森林の開拓を必要とせず、排水の要の全く存しない、軽い土壤の処、——但し、同様軽い土壤の処に在るケルトのトレフとは稍々趣を異にして、南もしくは東向きの谿谷の斜面の・あまり高からざる処で、風を遮り陽が良く当り水が手近かに得らるる処に在ったと主張する者があるかと思えば、⁽⁶⁴⁾他方また *Barger* のごとく、ウィラの大多数は、原始林をきり拓いて造成された耕地を有し、重い粘土質の土壤の処に位置しているか、さもなくば軽重両様の土壤の中間的な・ロウム (*loam*) なる・砂礫と粘土との混淆せる土壤の処に位置していたと主張する者もある現在、⁽⁶⁵⁾最初まず、その侵入路となる諸河川の谿谷の低地なる不滲水性の重い土壤の密林地帯を開拓して其処に独自の「有核村落」^{ニユックライティ・ヴィレッジ}を形成・定着せる、初期のアングロ・サクソンの移住者たち、——既に大陸の郷土に在って久しく土地定住の農耕生活を送り来りここブリテンにも肥沃なる土地あるを予め十分知悉して渡来せるところの初期のアングロ・サクソンの移住者たちが、ウィラの既存の耕地と共にその *caruca* を一切継受することなく、全く *de novo* にこの島に於ける彼等の農耕生活を開始した、などと考えることは、凡そ馬鹿げたことと言わなければならぬのである。⁽⁶⁶⁾

然し乍ら、一部ウィラに於て既に使用せられた *caruca* を継受する所があったにせよ、アングロ・サクソンの初

期の移住者たちは、依然彼等自身の *caruca* をその大陸の郷土よりこの島に齎らしたのである。而して、此の型の重量の有輪犁の使用は、この島に於ける彼等の定住の進展と共に、今や漸くここイングランドに於て一般化していったと想われる。⁽⁸⁷⁾ 但し、その場合、我々は、開放農地と重量の有輪犁との相互関聯を *dogmatize* し、またその孰れをも、一切その地方的なヴァリアントを認めることなしに *stereotype* することは、⁽⁸⁸⁾ 厳に慎まなければならぬであらう。

しからば、早期アングロ・サクソン・イングランドの村落の開放農地制下の「共同耕地」に於ける、*caruca* によるところの「地条耕作」(*strip ploughing*) は、具体的にいま如何にして遂行せられたのであろうか。夫れは、今日一般にイギリスに於ける「開放農地制度」に関する權威と目される C. S. & C. S. Owen 夫妻の証言に従って、「抑々地条の分散に混淆を核心的な事実とせる開放農地制度自体、曾つて此の制度を保有地の自由なる処分が容認せられなかつた隷属、社会の証跡として考察せるかのシイボウムの考えし如く、*caruca* を牽引する・牡牛八頭より成る完全犁隊 (*full plough-team*) はいま殆んどの初期の耕作民が是れを独力にては編成することを得ず、かくして、土地はつねに、若干名が共同して牡牛或いは犁の部分品又は労力を提供し合うことに依つて成立する、混成犁隊 (*composite plough-team*) に依り耕作せられた所に発生したとされる点より見ても明かなとおり、「混成犁隊」——オーウィン夫妻のいわゆる '*composite teams of oxen in different ownership*' によるところの「共同犁耕」(*co-aration*) なる形に於て遂行せられたのである、と考へらるべきであらうか。⁽⁸⁹⁾

此の点に關して、我々は、之が解明に一つの手懸りを与えるところの記述を、前引のイネ王法典のうちに有つてゐる。夫れは、同法典第六十章の次の如き規定である。「いま他人の〔牡牛を繋げるところの〕軛を借りたるケオルルありて、若し彼にして〔その借料を〕すべて飼料〔の形〕にて支払ふに足るものを有せんか、人は〔彼が斯かる形に

於て」全額支払ひをなす〔を〕監視すべし。〔又〕若し彼にして「かかるものを」有せざらんか、彼は、半ばを飼料にて、半ばをその他の動産にて、支払ふべきなり。」(Se ceori se 7e hæfð oðres geolt ahyrod, gif he hæbbe calle on foðre to agifanne, gescawige mon, agife calle ; gif he næbbe, agife healf on fodre, heafle on oþrum ceape.)⁽⁷¹⁾是れに依つて、第七世紀末当時少くともウェスト・サクソンのケオルルの間に犁隊の役畜を賃貸借の形式で相互に融通し合う慣行の存したことが知られるが、此の記述は、我々に、確かに、普通彼等の犁を牽引するに必要な役畜数——八頭の牡牛を自己所有に係るものみにて調達し得ざるところのケオルルの当時尠ならず存在した事実を明らかに物語っていると同時に、また、当時彼等が、元来、夫れの不足するときは必要なる牡牛をその隣人より賃借してでも自己自身に於て「完全犁隊」を編成し、犁耕は必ず斯かる自己の犁隊を以て独立的に遂行したる事実をも、明らかに物語っているのである。即ち、当時の村落に於ける社会的生産の基軸をなせる農業生産過程に於て、いま耕作は、恒に各ケオルル農民の家族毎に individualistic に行われて、決して「共同犁耕」(co-aration)なるもの行われることはなかつた、と考えられるのである。⁽⁷²⁾

このことは、最早当時の耕地が「共同耕地」と言う条、決して厳密なる意義に於ける「共同利用」(Gesamtnutzung)——共同体による共同計算によつて土地を共同に耕作し、共同に收穫したる生産物は之を共同体の各成員間に直接平等に分配すると云う——の対象ではなかつたことを表わしていると共に、また、耕地の共同体成員による個別利用 (Sondernutzung) は、彼等に分配せられた土地の定期的割替 (periodical re-allotment) の廃絶を通じて、最早事実上固定化せしめられており、経営の主体は今や個々の家族に移行していることが注意せられるのである。⁽⁷³⁾ 今や夫々一個の経済単位をなせる各家族は、夫々自己の特殊の分割地 (Parzellen) を「近隣共同体」としての村落の自

治的慣習的規制の下に、各自、自己の計算に於て——*selbstwirtschaftend* に經營し、その自己労働の成果たる生産物（收穫物）をおのがじしわがも、とするのである。かの我々がさきにイネ王法典第四十二章に見た ‘*divided land*’ の意味の ‘*gedalland*’ なる語が当時術語として用いられたこと自体、或る意味に於ては、耕地 (*arable*) の分配が、単なる分配地の用益權 (*usus fructus*) の設定を意味するところの、年々の定期的割当の段階を最早通過して、子孫に伝えられ得る (*inheritable*) ・恒久的 (*permanent*) な占有——当該ケオルルによる *de facto* の個別所有 (*Sondereigentum*) の段階に既に移行していたことを表わしている、と考えられるのである。⁽⁷⁴⁾

以上に依つて、我々は、早期のアングロ・サクソンの一般族民たるケオルルが凡そいま村落共同体を構成する農民であり、自己自身の宅地並びに庭地 (*homestead & croft*) 即ち謂うところの *wor’ig* を「所有」し、次いで彼等の住居の密集部の周辺に開墾せられたる開放農地制下の村落耕地について、永代的に割当てられたる持分として一定数の地条を有すると云う形に於て、これを分割占有——「事実上所有」し、更に斯かる耕地の外郭の・森林を含む未開墾地に於て、一定の用益權を有したることを知つたのであるが、いま斯かるものの總体によつて表現せられる所のものこそ、とりもなおさず当時のハイドと呼ばれた所の家族的土地所有の実態であつたわけである。即ち、ハイドは、もともと、ケントをのぞく一般に初期のアングロ・サクソンの國家に於ける一般族民たるケオルル農民の一家族（但し父家長制大家族）の生計を支えるに足る經濟的能力ある土地を、単に意味したにすぎない。従つて、夫れは、夫れ自体、必ずしも一定の面積を表わさず、その意味に於て元來飽くまで土地面積の単位ではなく、そのエイカ数、これを構成する各要素——屋敷地と耕地、また牧草地・森林・放牧地その他諸水路等に関する諸權利——の關係は、地方的事情に依つて無限に多様な変異を示したのではあるが、しかも、その最も普通なる場合が耕地についてほぼ一二〇

エイカの面積をしめす場合であったから、そこでハイドはまた不明瞭ながら土地面積の単位たる性質をも有したのである。そのことは、本来ハイドの大きさが飽くまで本質的には当時の農民の平均的な生活水準によって決定せられた事情を物語っているのである。要之、「ハイド的土地所有」は、当時に於ける、一般に農業上の小経営の生産方法にとって最も「適合的」な土地所有の形態としての、生産者自身の労働に立脚せるところの自由なる小土地所有の形態を表わしたのであって、当時ノーマルな農民たるケオルルは、まさしく斯かるハイド的土地所有なる物的基礎に立脚してこそ、よく「自由」民たることを得たのである。

彼等に於けるその屋敷地 (*worþsig*) の一定期間の囲牆義務 (イネ王法典第四十章) も、その共同耕地並びに共同牧草地の一定期間の囲牆責任の分担 (同法典第四十二章) も、それらがすべて、いまならかの彼等の *lord* に依つて課せられているのは決してなく、彼等の王に依つて、彼等の古来の慣習法を成文化する形に於て規定されていると云うことは、彼等の共同体は、決してならかの *landlordship* のもとに在る共同体——後代の *manor* の夫れの如き——ではなかった、と云うことにほかならない。彼等が統制を受けるとすれば、夫れは、専ら彼等の王に依つてであったのである。彼等は、自らの作為・不作為に対して、自ら責任を負う者であった。彼等は、その自ら果すべき囲牆義務を果さずして蒙れる所の損害は之を甘受した。又、彼等は、その囲牆責任の分担を果さず、ために隣人たちに迷惑を懸けたるときは、自身その償いを為したのであるが、その際彼等は、ならかの彼等の *lord* に対して料料を取めると云うことは、之を為さなかつたのである。又、その隣人の怠慢に依り損害を蒙れる者は、自身夫れを恢復して、いかなる *lord* の力をも煩わすことがなかつたのである。

すべて斯かる彼等の「自由」の根柢は、いま、当時ノーマルな農民としての彼等ケオルルが独立に編成し得たとこ

ろの、その *caruca* を牽引する八頭の牡牛より成る「完全整隊」(full plough-team) が一年間に耕作し得るだけの面積の耕地——ほぼ一二〇ヘイカ——を中心とする、彼等のハイチの土地所有にこそ存したのであった。

- (82) 前掲、三〇、三三三頁参照。
- (83) Maitland, *Domesday Book and Beyond*, p. 335.
- (84) Liebermann, *Die Gesetze der Angelsachsen*, I, 4 ; Attenborough, *The Laws of the Earliest English Kings*, p. 6 ; Thorpe, *Ancient Laws and Institutes of England*, I, 6. Cf. *English Historical Documents*, I, 358. タンクの金持だじりじだ、前註(8)参照。
- (85) H. M. Chadwick, *The Origin of the English Nation* (Cambridge, 1907), p. 79.
- (86) 詳著『インダスマンと封建制の形成』一八〇頁、註(二)参照。
- (87) Liebermann, *Die Gesetze*, I, 11 ; Attenborough, *The Laws*, p. 22 ; Thorpe, *Ancient Laws*, I, 34. Cf. *Eng. Hist. Doc.*, I, 361.
- (88) Liebermann, *Die Gesetze*, I, 72 ; Attenborough, *The Laws*, p. 80 ; Thorpe, *Ancient Laws*, I, 86-88. Cf. *Eng. Hist. Doc.*, I, 379.
- (89) Liebermann, *Die Gesetze*, I, 106 ; Attenborough, *The Laws*, p. 48 ; Thorpe, *Ancient Laws*, I, 126. Cf. *Eng. Hist. Doc.*, I, 368.
- (90) Karl Marx, *Einleitung zur Kritik der politischen Ökonomie* [Karl Marx-Friedrich Engels, Werke, Bd. XI (Berlin, 1961), S. 616.——], Je tiefer wir in der Geschichte zurückgehen, je mehr erscheint das Individuum, daher auch das produzierende Individuum, als unselbständig, einem größeren Ganzen angehörig : ...“]
- (91) Max Weber, *Wirtschaft und Gesellschaft*, Grundriss der Sozialökonomik, III. Abt. (2 Bde., 3. Aufl., Tübingen, 1947), I. Halband, SS. 197-200 (Zweiter Teil, Kapitel II, § 2. Nachbarschaftsgemeinschaft, Wirtschaftsgemeinschaft und Gemeinde.).

(38) このイネ王法典第四十章並びに次に掲げる同第四十二章に從來闡説せるものとして、Thomas Hodgkin, *The History of England from the Earliest Times to the Norman Conquest* (London, 1906), p. 220. があり、後者のみで、Frederic Seebohm, *The English Village Community* (London, 1883; 4th edn., 1890), pp. 109 f.; Vinogradoff, *The Growth of the Manor*, p. 174; *idem*, *English Society in the Eleventh Century* (Oxford, 1908), p. 278; William Cunningham, *The Growth of English Industry and Commerce* (Cambridge, 1890; 3 vols., 4th edn., 1905), I, 76; Stenton, *Anglo-Saxon England*, pp. 276 ff. などがある。

(39) Liebermann, *Die Gesetze*, I, 106; Attenborough, *The Laws*, pp. 48, 50; Thorpe, *Ancient Laws*, I, 128. Cf. *Eng. Hist. Doc.*, I, 368 f. 因みに、最後の一文——「彼等は、これらの家畜に関してそれが適當なるが如き賠償を求むることを得ん」と、その主語「彼等」を、自己の囲牆割当の責任を忠実に履行せる者の意に解するときは、さういふ彼等が自己の蒙れる損害額について適當なる評価を下し得る権利を有することを規定せる一文となつて、自己の囲牆割当の義務を懈りたる者を主語とせる前文の含蓄する所とほぼ同じ内容を、いま被害者を中心として表わし、更にその前文の意味を補強するところの一文となるが、反対に、いま「彼等」を、前文に於ける「自己の囲牆割当の義務を懈りたる者」と解せんか、本文に於ける「これらの家畜に關して」は「これらの家畜」の所有者から、即ち、そのもののために自己の囲牆割当の義務を懈りたる者が被害者に補償金を支払うを余儀なくせしめられた所の当該家畜の所有者に對し、またならぬかの賠償金を要求し得ることを規定せる一文となる。従来、リーバーマン・アテンバラ(或いはノーフも)は、後者の意味に解してゐるが、*English Historical Documents* の編者の言うごとく、そのいずれの意味にも解し得るものであり、その決定を留保するのが公正なる態度と言ひ及ぶべき。

(40) Cf. Seebohm, *op. cit.*, p. 110, note 2; H. L. Gray, *English Field System* (Cambridge, Massachusetts, 1915; New impression, London, 1959), p. 59. など、鶴川馨「十三世紀イェンツランの北部における世俗領の研究」(「立教経済学研究」第十七卷第三号)二二一頁、註(20)參看。

(41) Cf. C. S. & C. S. Orwin, *The Open Fields* (Oxford, 1938; 2nd edn., 1954); William Stubbs, *The Constitutional History of England* (3 vols., Oxford, 1874-78), vol. I (6th edn., 1903), p. 54.

(42) Liebermann, *Die Gesetze*, I, 106, 108; Attenborough, *The Laws*, p. 50; Thorpe, *Ancient Laws*, I, 128.

Cf. *Eng. Hist. Doc.*, I, 369.

(43) Liebermann, *Die Gesetze*, I, 108; Attenborough, *The Laws*, p. 50; Thorpe, *Ancient Laws*, I, 128. Cf. *Eng. Hist. Doc.*, I, 369. 本章に於ける、林中の一本の樹木を焼失せしめたる者に対して課せらるる科料六拾銀志は「本法典第七章「らま若しなにひとかその妻並びにその子供たぎの知らねるゝころにて盗みを働けるゝまは、彼は科料として六拾銀志を支払ふべし」(Gif hwa stalie, swa his wif nyte 7 his bearn, geselle ix scil. to wite.) (Liebermann, *Die Gesetze*, I, 92; Attenborough, *The Laws*, p. 38; Thorpe, *Ancient Laws*, I, 106.) に於ける額と同額であるわけであるが、其の理由として挙げられた「火は盗入」と云ふのは「あやふ」後引の Charles Oman と共に本章並に後掲本章第一条にも闡説せる所の前記ホキキンの言える如く、火は「當時に於て」secret, furtive creature that may do much mischief」と観念せられたらぬであらう。 Cf. Hodgkin, *op. cit.*, p. 224 f.

(44) Liebermann, *Die Gesetze*, I, 108; Attenborough, *The Laws*, p. 50; Thorpe, *Ancient Laws*, I, 128. Cf. *Eng. Hist. Doc.*, I, 369. 本条に於ける科料額を九拾銀志に限定する根拠として「銭は密字者」と云ふのは「これまたホキキンの言うが如く、いま本条に於ける如き、その辺一帯に響き渡る音を立てる銭を以てするところの違法行為者は、盗人に於けるが如く人の注意を惹くことなしたること、そとその行為をなす者ではなり」との考えに基づくのであらう。 Cf. Hodgkin, *ibid.*, p. 225.

(45) Liebermann, *Die Gesetze*, I, 108; Attenborough, *The Laws*, p. 50; Thorpe, *Ancient Laws*, I, 130. Cf. *Eng. Hist. Doc.*, I, 369.

(46) Cf. Hodgkin, *op. cit.*, pp. 224 f.; Charles Oman, *England before the Norman Conquest being a History of the Celtic, Roman, and Anglo-Saxon Periods down to the Year A. D. 1066* (London, 1910), pp. 364 f.; H. S. Bennett, *Life on the English Manor* (Cambridge, 1937), pp. 56-60.

(47) Corpus Christi College, Cambridge, 383 [1125-30 A. D.]—Liebermann, *Die Gesetze*, I, 106; Attenborough, *The Laws*, p. 48.

(48) *Historia Naturalis*, Lib. xviii. Cap. 48.

(49) Cf. Marc Bloch, *Les Caractères originaux de l'histoire rural française* (Oslo, 1931; nouvelle édition, Paris,

- 1952), pp. 52-53 (note 43) (『田野雜』・飯沼二郎氏『ノルマン農村史の基本性格』(昭和三十四年)・七七・九九頁(註(3)))
 R. G. Collingwood & J. N. L. Myres, *Roman Britain and the English Settlements* (Oxford, 1936; 2nd edn., 1937), p. 211; Orwin, *op. cit.*, p. 11.
- (16) Cf. Marc Bloch, *op. cit.*, p. 52 f. (『野駈・飯沼記書』七六一七頁) Evert Barger, "The Present Position of Studies in English Field System," *English Historical Review*, Vol. lliii, No. 211, p. 394. 註釋『ノルマンノ上層建物の形成』二八一—二九頁。
- (17) 註釋「初期イングロサクソンの社会の基本構造」『日文書刊』『社会経済史大系』II (昭和三十五年) 二一八—二一九頁。
- (18) Cf. Collingwood & Myers, *op. cit.*, p. 211; Barger, *loc. cit.*, p. 394.
- (19) Cf. Collingwood & Myers, *op. cit.*, p. 211.
- (20) Cf. Marc Bloch, *op. cit.*, p. 55. (『野駈・飯沼記書』八〇頁)
- (21) Cf. Barger, *loc. cit.*, p. 395; H. R. Loyn, *Anglo-Saxon England and the Norman Conquest* (London, 1962), p. 151.
- (22) Cf. Collingwood & Myers, *op. cit.*, p. 211; Barger, *loc. cit.*, p. 394; Loyn, *op. cit.*, p. 151. 註釋 "share," "couter," "mouldboard" 及び Orwin, *op. cit.*, p. 32, plate 7. 參照。
- (23) P. H. Blair, *An Introduction to Anglo-Saxon England* (Cambridge, 1956), p. 271.
- (24) F. G. Payne, "The British Plough," *Agricultural History Review*, 1957, p. 79—Loyn, *op. cit.*, p. 153.
- (25) Loyn, *ibid.*, p. 153.
- (26) 註釋『形成』二九—三〇頁參照。
- (27) Collingwood & Myers, *op. cit.*, pp. 212, 442; Orwin, *op. cit.*, p. 31; Barger, *loc. cit.*, p. 405; Loyn, *op. cit.*, pp. 17 f.
- (28) Cf. Collingwood & Myers, *op. cit.*, pp. 317 f., 440 f.
- (29) Barger, *loc. cit.*, p. 410.
- (30) Collingwood & Myers, *op. cit.*, p. 217.

- (65) Barger, *loc. cit.*, pp. 408 ff.
- (66) ノンペロ・セボハムの初期の定住地に関する『Collingwood & Myers, *op. cit.*, p. 441. 参照。
- (67) Orwin, *op. cit.*, p. 31.
- (68) Cf. Vinogradoff, *The Growth*, p. 201 ; John Clapham, *A Concise Economic History of Britain from the Earliest Times to 1750* (Cambridge, 1949), p. 47.
- (69) Frederic Seebohm, *The English Village Community*.
- (70) Orwin, *op. cit.*, p. 8. 43頁' Karl Wührer, *Beiträge zur ältesten Agrargeschichte des germanischen Nordens* (Jena, 1935), SS. 91-94. の見解を参照。
- (71) Liebermann, *Die Gesetze*, I, 116 ; Attenborough, *The Laws*, p. 56 ; Thorpe, *Ancient Laws*, I, 140. Cf. *Eng. Hist. Doc.*, I, 371.
- (72) ノンペロの太古の時代の同様であったことをフント・マックスは語っている。 Marc Bloch, *op. cit.*, p. 47, note 32—(Quant à la coutume du labour en commun, à laquelle Seebohm, sans doute à tort, attribuaite l'origine de l'open-field system anglais, je n'en connais pas de traces en France ; ...)
- (73) Cf. Maitland, *op. cit.*, pp. 346 ff. ; Vinogradoff, *The Growth*, pp. 174 f. ; *idem*, *English Society*, p. 477 ; Clapham, *op. cit.*, p. 49.
- (74) Cf. Gray, *op. cit.*, p. 59.

【附記】 本稿は、筆者を代表者とすゝる昭和三十九年度文部省科学研究費交附金による総合研究「イギリス封建社会成立期の研究」の筆者に於ける研究成果の一部である。